

消費税のインボイス制度が始まりますが、取引先が消費税の免税事業者か否かについて確認するために、良い方法はあるでしょうか。

一つの案として**自社の登録番号の通知と依頼を兼ねた文書を発行**する手が考えられます。

そうすることで、相手の登録状況や課税事業者か否かの確認が見込めます。

■取引先の分類について

令和5年10月1日以降インボイス制度が導入され、インボイス登録事業者以外からの仕入れは原則として仕入税額控除の対象から外れてしまいます。

〈参考〉経過措置として、制度開始後3年間は「仕入税額相当額の80%」、さらにその後の3年間は「仕入税額の50%」を仕入税額として控除できます。

なるべく**インボイス制度導入前に①登録事業者②未登録事業者③免税事業者に分類**しておきたいと思われる事業者も多いのではないのでしょうか。

■取引先を分類するうえでの一案

しかし、現実的には、取引先が課税事業者であるか否かなどは分からないことが多いでしょう。そして、相手方に確認しづらいという声もあるようです。

取引先に対して「自社の登録番号」及び「取引先の状況の確認依頼」を記した文書を発行すると確認しづらさも緩和されると考えています。

※具体的行動

① 適格請求書発行事業者の登録申請を行い、税務署から登録通知書もらう。

↓

② 取引先に自社の登録番号の通知をする。その際に相手の登録番号と免税事業者か否かの確認を求める文言を追加する。

こうした方法により、登録を予定している事業者に対し登録申請を促すとともに免税事業者の一定の把握につながることを期待できそうです。

次ページにおいて、文書例を掲載しますので、参考にさせていただけると幸いです。

■取引先への登録番号の通知とご依頼に関する文書例

20××年××月××日

〇〇御中

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 弊社登録番号

2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先まで、ご連絡願います。

また、課税事業者以外（免税事業者等）の場合は、その旨、ご連絡をお願い致します。

もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに取得願ひ、2023年5月31日までにご連絡をお願い致します。

3. 問合せ先

部署 氏名

住所

電話番号

以上